

達 示 第 5 2 号

平成19年6月1日

東京拘置所長 児 玉 一 雄

〔 一部改正 平成23年6月1日達示第5号 〕

死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき、別紙のとおり定め、本年6月1日から施行する。

なお、平成9年2月20日付け達示第21号「「死刑確定者処遇内規」の制定について」は、廃止する。

## 別紙

### 死刑確定者処遇規程

#### (目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「確定者」という。）について、収容の確保と心情の安定を図り、その状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

#### (処遇の態様)

第2条 確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 確定者の居室は、単独室とし、おおむね[ ]居室を変更するものとする。

#### (収容の確保等)

第3条 確定者の収容の確保を期するため、特に次の事項に留意しなければならない。

2 動静視察並びに身体、着衣、所持品及び居室の検査は、頻繁かつ綿密に行い、逃走、自殺等の事故防止に努めること。

3 居室の開扉及び居室外への連行の場合は、逃走、自殺、暴行等の事故防止に必要な職員を付すること。

4 夜間（夕点検後から朝点検まで）及び休庁日に診察、調査等のため居室外に連行する場合は、監督当直者に報告し、その指示を受けること。ただし、急速を要し、監督当直者の指示を受けるいとまがない場合は、[ ]以上の職員が立会の上、居室を開扉し、適宜の措置を執ること。

#### (余暇活動の援助等)

第4条 確定者には、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、自己契約作業、知的、教育的及び娯乐的活動その他の余暇時間帯等（食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）における活動について、援助を与えるものとする。

2 精神的苦痛を除去し、内面生活を充実させるため、希望者には、次のものを居室内において所持又は使用することを認めることができる。

#### (1) 花瓶

生花を購入し、又は差入れされたときは、申出により花瓶を貸与することが

できる。

(2) 書道，仏画，墨画及び風景画等の用具

自弁購入品に限り認める。

(3) 娯楽等の用具

ア 将棋の駒，将棋盤（板目紙），駒の収納容器を貸与することができる。

イ 碁石，碁盤（板目紙），石の収納容器を貸与することができる。

3 余暇活動の援助を行うに際し，貸与物品がある場合には，XXXXXXXXXXに更新の手続を行わせ，更新時には，貸与物品をいったん指導部門（教育）に返戻させ，検査等必要な措置を行うものとする。

4 心情の安定に資するよう，希望者には，居室内において映画等のビデオを視聴させる。ビデオの視聴は，原則として1か月に4回以内，1回につきおおむね3時間以内とする。

5 その他確定者の余暇活動に有益と認められるものがあるときは，刑務官会議において審査するものとする。

（ひげそり）

第5条 ひげそりは，原則として，電気かみそりを貸与して居室で使用させる。ただし，私物の電気かみそりを所持している者には，貸与しない。

（宗教教誨）

第6条 宗教教誨は，指定した場所において，教誨師により個別に行う。

（礼拝用具等）

第7条 宗教画，数珠，ロザリオその他の宗教用用具の所持を希望する場合は，当所の管理運営上支障のないもので信仰上必要と認められるものに限り，許すものとする。

（特別購入）

第8条 確定者に購入を認める菓子及び果物類の品目は，当所の管理運営上支障のない範囲で，未決拘禁者に比して適宜増加させるものとする。

（無料洗濯等）

第9条 確定者から下着（シャツ，パンツ，靴下）以外の自弁衣類の洗濯の願い出があった場合は，交付（宅下げ）する適当な者がいないなど，事情やむを得ないと認められるときは，無料洗濯を認めることができる。

2 確定者から自弁寝具の洗濯の願い出があった場合は，交付（宅下げ）する適当

な者がいないなど、事情やむを得ないと認められるときは、補洗工場において洗濯が実施可能な毛布及びタオルケットに限り、認めることができる。

- 3 確定者から自弁衣類及び寝具について、補修の願い出があった場合は、交付（宅下げ）する適当な者がいないなど、事情やむを得ないと認められるときは、補洗工場において補修可能なものに限り、認めることができる。

（外部交通の相手方の届出）

第10条 確定者の面会及び信書の発受の許否の判断を円滑に行うため、死刑判決が確定したとき及び必要と認めるときに、外部交通許可申請書により、面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について、所定の事項を届け出るよう求めるものとする。

- 2 前項の外部交通許可申請書の様式は、別に定める。

（外部交通の相手方）

第11条 確定者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、原則として、これを許すものとする。

- (1) 本人の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）
- (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の本人の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
- (3) 面会により本人の心情の安定に資すると認められる者

- 2 確定者に対し、原則として、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

- (1) 本人の親族との間で発受する信書
- (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の本人の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
- (3) 発受により本人の心情の安定に資すると認められる信書

- 3 第1項第2号に掲げる者とは、次の各号のいずれにも該当するものであることに留意しなければならない。

- (1) 面会の目的が、「確定者の用務」の処理であること。
- (2) 面会に係る「確定者の用務」が、重大な利害にかかわるものであること。
- (3) 「確定者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。

- 4 前項第2号に掲げる者には、例えば、次に掲げるもの等が該当すると考えられることに留意しなければならない。

- (1) 確定者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に関しては、婚姻、親権、子の養育、相続等の調整等のため相談することが必要な者
  - (2) 確定者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に関しては、民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等
  - (3) 確定者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に関しては、当該確定者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者
- 5 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、第1項第2号のいずれかに該当するものとして、原則としてこれを許すものとする。
  - 6 第1項第3号に掲げる者のうち、心情の安定に資すると認められる者とは、例えば、確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当すると考えられることに留意しなければならない。
  - 7 第2項第2号又は第3号に掲げる信書に該当するか否かを判断する場合には、前3項までの規定に定める観点と同様の観点から考慮しなければならない。
  - 8 確定者に対し、第1項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。
  - 9 確定者が第2項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により当所の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。
  - 10 前2項の規定により面会又は信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会又は信書の発受の目的、相手方の身上、確定者と相手方との関係、確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。ただし、当所の管理運営に支障を生ずることのないよう、前2項の規定により面会又は信書の発受を許可する相手方の人数は、確定者ごとに一定の範囲に制限するものとする。

(差入れ)

第12条 確定者に交付するため、当該確定者以外の者が当所に持参し、又は送付した現金及び物品の取扱いについては、別に定めるところによる。

(他の者への交付)

第13条 確定者が、保管私物又は領置されている金品について、他の者への交付(宅下げ)を申請した場合には、原則として、その者との外部交通が許可されているときに限り、これを許すものとする。

(その他)

第14条 この達示に定めのない事項は、関係法令や他の達示・指示等に特別の定めがない場合には、その性質に反しない限り、未決拘禁者と同様の取扱いとする。